

石川県公報

令和 3 年 5 月 21 日 (金曜日)

号 外

(第 35 号)

目 次

<p>人事委員会</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1</p>	<p>○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 11</p>
--	-------------------------------------

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級		
知事 の本 務部 局	本庁	政策調整員	課長補佐 主任主計員 主任企画員 船長 機関長	担当課長 企画振興部課長 知事室政策調整担 当課長 知事室政策調整担 当課長補佐 室長 室次長 室課長	危機管理監付課長 課参事 所長 室長 室次長	危機管理監室次長 新幹線・交通対策 監 少子化対策監 出納室長 室長					危機管理監 室長 参事 技監	
						准教授	次長	所長				
				係長		次長 課長	次長 課長			所長		
				係長	担当課長 係長	所長 次長 課長	所長 次長					
					担当課長	部次長 課長 担当課長	部長 課長					所長
						教頭	校長 課長					
						課長						
					副館長							
					担当課長	課長			副館長			
							担当課長	次長 部次長 課長 担当課長	館長 部長 部次長			

農林総合事務所								次長 部長 副部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	所長 農林事務所長 次長 部長 課長	所長									
農林総合研究センター 一					担当課長			課長 担当課長 室長	次長 副場長 中央普及支援センター長										
家畜保健衛生所								担当課長											
水産総合センター				海洋漁業科学館長 課長	機関長 船長			部長											
土木総合事務所					工事管理専門官 担当課長 係長			次長 企画調整担当次長 地域調整担当次長 工事管理専門官 課長 担当課長	次長 土木事務所長	所長 次長									所長
ダム管理事務所								所長 担当課長											
安原・高橋川工事事務所								次長 課長 担当課長	所長										
港湾事務所				機関長	船長 係長			次長 課長 担当課長	所長 次長										
金沢城・兼六園管理事務所 共通					課長 担当課長			次長 課長 担当課長	所長 次長										
議会事務局								主事 技師	課長 課参事		次長								局長

人事委員会事務局	主事	主事	主事	主任調査員	課長補佐 主任調査員	担当課長	次長 課長	局長		
監査委員事務局				主任調査員	課長補佐 主任調査員	担当課長	課長 課参事	次長	局長	局長
労働委員会事務局						担当課長	次長	局長		
警察本部	主事 技師	主任 主事 技師	係長 主任	係長 主任	課長補佐 隊長補佐 係長	管理官 調査官 隊長補佐	課長 上席管理官	統括参事官 参事官	首席参事官	
	主事 技師	主任 主事 技師	係長 主任	係長 主任	課長 係長	会計官 課長	副署長 会計官			
警察学校			係長	係長	係長	事務長				
教育委員会	事務局				課長補佐 主任管理主事 主任指導主事 管理主事 指導主事	室次長 主任指導主事	課長 担当課長 室次長	教育次長	教育次長	
	教育事務所				課長 主任管理主事	課長 主任管理主事	所長			
	教員総合研修センター				主任指導主事	次長 主任指導主事（師 範） 主任指導主事（師 範代） 主任指導主事	次長	所長		
生涯学習センター					副館長 担当課長	館長				
図書館			司書主査 司書主任		副館長 担当課長	副館長 担当課長		館長		
輪高漆芸技術研修所					次長 課長	次長 課長				
金沢城調査研究所					総括担当課長 担当課長	総括担当課長 担当課長	所長 副所長			
高等学校					事務長	事務長	事務長			

ニ 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の本庁				課長補佐 主幹	
事務部の事務局		学芸主任	担当課長 専門員	課長	
歴史博物館		学芸主任	学芸主幹 学芸主査 専門員		
リハビリテーションセンター				主幹	
保健環境センター			主任研究員	部長 副部長 研究主幹	次長
白山自然保護センター			主任研究員	次長 研究主幹	
工業試験場			主任研究員 研究員	九谷焼技術センター所長 部長 担当部長 副部長 研究主幹	次長
九谷焼技術研修所			研究員	次長	
農林総合研究センター			主任研究員	副場長 部長 研究主幹	場長 次長 副場長 部長 能登畜産センター所長
水産総合センター			事業所長	事業所長 内水面水産センター所長 部長 研究主幹	所長 次長

「地域官

地域交通官 に改め、別表第二二の表からトの表までを次のように改める。

交通官 」

別表第二一の表警察の部本部の項中 通信指令官 を 「小隊長
通信指令官
検視官
隊長 」 に改め、同部警察署の項中 「地域官
交通官」 を

共通	技師 学芸員					
警察 本部	研究員 研究技師	主任研究員 研究員	管理官 調査官	所長 上席管理官		

ホ 医療職給料表(一)等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	本庁	主幹	主幹		参事 部次長 室次長 部長 次長
	県総合事務所				
	リハビリテーションセンター				
	こころの健康センター				所長
	中央病院			母子医療センター部長	母子医療センター長 母子医療センター部長
共通		医員			

ヘ 医療職給料表(二)等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	本庁						担当課長 課長補佐	課長 課参事
	県総合事務所					主幹	部次長 課長 専門員	部次長
	保健福祉センター					主幹	次長 部次長 担当課長 主幹	課長

リハビリテーション センター					主任技師	主幹 主任専門員 主任技師	主幹 副部長 室長 室次長 主幹 主任専門員 薬剤師長 技師長	次長
中央病院		主査 主任専門員			主任専門員		部長 副部長 室長 室次長	
高松病院					主任専門員	主幹 主任専門員	科長 担当課長 薬剤師長 主幹	科長
家畜保健衛生所						担当課長 主幹	担当課長 能登駐在所長 主幹	次長
共通					技師			
共通					技師			
教育委員会								
市町立の小学校、中学校 及び義務教育学校					技師	栄養主査		

ト 医療職給料表(三)等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事								
本庁						主幹		
県の事務					専門員	課長 担当課長		
事務						主幹		
局					専門員	部次長 担当課長	次長 担当課長	

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

別表第二イの表、への表及びトの表中「融接融接」を「いひひの融接」に改める。

別表第九及び別表第十中「高松病院」を「こころの病院」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和三年石川県条例第八号)の施行の日から施行する。
- 2 第一条による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「財政課主幹」の下に「(予算編成作業を担当する者に限る。)」を加える。

別表第二農林総合研究センターの項中「砂丘地農業研究センター担当課長」の下に「、総務課長、林業試験場担当課長」を加え、同表ダム管理事務所の項中「所長」の下に「、担当課長」を加え、同表備考3中「及び生涯学習センター」を「、生涯学習センター、林業試験場及びダム管理事務所」に改める。

第二条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第二高松病院の項及び備考3中「高松病院」を「こころの病院」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和三年石川県条例第八号)の施行の日から施行する。
- 2 第一条による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。

